

## 美術品補償制度部会における審議状況と今後の主な課題

### 1. これまでの審議状況について

#### ○第4期美術品補償制度部会における答申状況

美術品補償制度部会は、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成23年法律第17号。以下「美術品補償法」という。）第12条第2項の規定により審議会の権限に属せられた事項として、展覧会のために借り受けた美術品の損害を政府が補償する契約（以下「補償契約」という。）を展覧会の主催者と締結することについての適否を審議している。

今期は申請のあった展覧会4件（下表参照）について、補償契約を締結することが適当である旨の答申を行った。

	展覧会名	主催者名	開催期間
1	現代美術のハードコアはじつは世界の宝である展 ーヤゲオ財団コレクションより	東京国立近代美術館 名古屋市美術館 広島市現代美術館 京都国立近代美術館	平成26年6月20日～8月24日 平成26年9月6日～10月26日 平成26年12月20日～平成27年3月8日 平成27年3月31日～5月31日
2	ホイッスラー展	京都国立近代美術館 横浜美術館 日本放送協会 NHKプロモーション	平成26年9月13日～11月16日 平成26年12月6日～平成27年3月1日
3	ルーヴル美術館展 日常を描くー風俗画にみるヨーロッパ絵画の真髄	国立新美術館 京都市美術館 日本テレビ放送網株式会社 読売テレビ放送株式会社	平成27年2月21日～6月1日 平成27年6月16日～9月27日
4	マグリット展	国立新美術館 京都市美術館 読売新聞社	平成27年3月25日～6月29日 平成27年7月11日～10月12日

#### ○美術品補償制度の在り方に関する検討

平成23年6月に施行された美術品補償法の附則においては、「法律の施行後3年を目途として、法律の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から、補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定されている。

このため、美術品補償制度創設以来の運用実績を踏まえて、美術品補償法附則に規定された補償契約による政府の補償の範囲を含めた、美術品補償制度の在り方について検討を行った。

### 2. 今後の課題について

- 引き続き、補償契約の締結の適否に関する個別審議を行う。
- 引き続き、美術品補償制度の在り方に関する検討を行い、その結果を取りまとめる。